



日刊 動労千葉

國鐵千葉動力車勞動組合

〒280 千葉市要町2番8号(動力車会館)
電話 (鉄電) 千葉 2935・2936番
(公) 千葉 (22) 7207番

No. 3143

負け下げ・出向なしの 60才定年を!

別表1 (4月1日以降)

50才	20% + 500万円
51才	18%
52才	16%
53才	14%
54才	12%
55才	10% + 300万円 (本年度は適用なし)

別表2 (1月31日～3月31日)

50才	20%+500万円
51才	18%+300万円
52才	16%+300万円
53才	14%+300万円
54才	12%+300万円

二
①満五五才以上の者は原則として関連事業等への出向、②現業機関の長、助役、非現業の係長以上の五五才以上は原則として配置しない、③五五才以上は昇進（昇職・昇格）は行わない、④昇進試験の受験資格はない。

三、(賃金等の取扱い)

①基本給は五五才に達する月末の基本給の一

東日本旅客会社は、十二月二七日「定年延長等の実施について」を提案してきた。おもな内容は、次のようになっている。

昇給は実施しない、③ベアは実施、④退職手当算定基礎給は五五才に達する月末の基本給月額から第二基本給を減じた額。

①整理退職等の定め（略）②特別昇給は（ア）～勤続十年以上は四号俸（イ）効績章受賞又は勤続二五年以上の者は更に四号俸③④早期退職優遇制度の設置（別表1）

五（実施時期）九〇年四月一日から

六（特例措置）八九年度中退職者は、年度末満

四
（整理退職等の場合の場合の）
退職手当

①整理退職等の定め（一）
略）②特別昇給は（ア）
一勤続十年以上は四号
俸（イ）効績章受賞又
は勤続二五年以上の者は
は更に四号俸③④早期
退職優遇制度の設置（一）
別表1）

五（実施時期）九〇年四
月一日から

六（特例措置）八九年度
中退職者は、年度末満

この提案は、昨年の国会
で年金法案が改悪され、年
金支給年令が六十才となつ
たため、現行の五五才定年
制では五年間の空白が生じ
るところからなされたもの
である。しかし、「延長」
という標題とはウラハラに
現実的には「若年退職勵
奨」の内容となつてゐる。
われわれは六十才まで安
心して働く労働条件、職

場合、退職金支給率は勤続三七年として六〇・〇（第
月分）である（これ以上の勤続年数は同じ率）。ところが五十才退職となると支
給率は勤続三二年として、五二・五となる。単純計算
すると、五十才では五二・五×二〇%増は六三となり
、五六才以上の六〇を上回る。しかも五五才以降は出
向であり、賃下げによる

よつて強制出向を制度化しようとするものである。われわれは本人の希望によらない転職・出向は認めることはできない。

」のように、今回の定年延長とは、延長というより退職と出向に道を開くものと言わざるをえない。

六十才まで安心して働ける在職条件と退職条件の確立へ、一、一八ストライキ

動ける労働条件の確立も

Cの理不尽 ゆるせない

五四才以下の社員に限り、一月三一日から実施、早期退職優遇制度は（別表2）。

るほか、①期間は三年以内
、②五五才以上は定年退職
日まで、③賃金支給基準の
決定に当たっては、出向同
での業務内容、賃金水準等
を勘案する。ただし五五才

強制出向反対

からと、その意図を表明している。われわれは、賃上げ・出向なしの定年延長を闘いといつていこう。

強制出向「反対

更にこの制度は強制出向を確立する攻撃である。

現在勤労千葉は、当局による強制出向につながるものとして、出向協定は締結していないが、この制度にしていて強制出向を制度化しようとするものである。われわれは本人の希望によらない転職・出向は認めることはできない。

このように、今回の定年延長とは、延長というより、退職と出向に道を開くものと言わざるをえない。

六十才まで安心して働ける在職条件と退職条件の確立へ、一、一八ストライキを突破口に闘いに立ち上がる。

団結旗びらきに結集を！

一月十三日（土）十三時

労働者福祉センター

90年代の勝利へ、新たな10年を切りひらこう！